

新型コロナウイルス関連情報

飲食関連事業者等支援金の給付を行っています！

県による営業時間短縮要請(中心街の一部区域)により影響を受けた市内の事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

支援金の額

一律 **20万円** (1事業者)

主な対象者

市内で事業活動を行う事業者のうち、

- ①飲食店事業者(営業時間短縮要請協力金の支給を受けた者を除く)
- ②飲食店と直接の取引関係にある関連事業者
- ③タクシー事業者、自動車運転代行事業者

主な要件

令和3年9月の売り上げが、前年または前々年9月の売り上げとの比較で30%以上減少していること(他にも要件あり)

申請書

市庁別館1階、南郷事務所、各公民館・市民サービスセンターで配布
(市ホームページからダウンロード可)

提出先

〈郵送〉 ☎031-8686 内丸一丁目1-1「八戸市商工課 飲食関連事業者等支援金担当」宛
〈窓口〉 申請書類一式を封筒に入れ、市庁別館1階特設窓口の提出ボックスに投函

申請期限

12月17日 ☎当日消印有効

☎商工課 飲食関連事業者等支援金担当 ☎43-2835

☎市ホームページ内で「飲食関連事業者等支援金」を検索

※詳しくは、上記の電話番号に問い合わせるか市ホームページでご確認ください。



ホームページ
はこちら

中小企業・小規模事業者向け 経営相談窓口

よろず出張相談会(八戸サテライト)

要申込

無料

さまざまな分野のプロフェッショナルが無料相談に応じる、中小企業・小規模事業者のための経営相談所で、週2日、八戸サテライトを開設しています。

日時

毎週 **☎・☎** 10時～16時

場所

八戸インテリジェントプラザ (北インター工業団地一丁目 4-43)

申込方法

電話またはよろず支援拠点ホームページからお申し込みください。



新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、サテライトの開設を中止する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

☎青森県よろず支援拠点 ☎017-721-3787

☎ <https://www.21aomori.or.jp/yorozu/satellite.html>



ホームページ
はこちら